

退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、就業規則第31条の規定にもとづき、職員の退職金について定める。但し、次のいずれかに該当する者には適用しない。

嘱託職員

契約職員

パートタイム職員

(支給基準)

第2条 勤続期間が2年以上の職員が、次の各号に該当したときは、退職金を支給する。

(1) 定年により退職したとき

(2) 死亡したとき、

(3) 協会の都合により退職したとき

(4) 職員の都合により退職したとき

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当した場合、退職金の一部を減額、又は全額を支給しない。なお、既に退職金が支給されている場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 懲戒解雇にされたとき

(2) 諭旨解雇にされたとき

(3) 退職後において、在籍中の行為に懲戒解雇ないしは諭旨解雇に相当する行為が発覚したとき

3 退職金は、退職日以降1ヶ月以内に、給与の支給方法に準じて支給するものとする。

4 第1項(2)の職員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところに従って支払う。

(退職金)

第3条 退職金は、退職時の基本給に、別表に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た金額とし、円未満は切り捨てる。なお、勤続年数に1年未満の月数がある場合に支給率は、別表による直近上位支給率との差に、その月数を案分比例させて加算する。

2 協会の都合により退職した者、又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職金は、前項により求められた金額に、2割を乗じて得た金額を加算する。

3 在職中の業績が特に顕著として理事長が認めた者に対しては、前各項の規定にかかわらず、退職金を増額することができる。

(勤続年数)

第4条 勤続年数の計算は、職員として連続して勤務した年数とする。

2 勤続年数は、職員として採用された日の属する月から退職する日の属する月までの月数とする。

3 就業規則第 18 条（産前産後の休業）第 22 条（育児休業等）第 23 条（介護休業等）および第 34 条（退職）による休暇・休業等の期間は勤続年数の計算には算入しない。

附 則 この規程は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
2 年未満	0.0	11 年以上	8.0	21 年以上	21.5
2 年以上	0.5	12 "	9.0	22 "	23.5
3 "	1.0	13 "	10.0	23 "	25.5
4 "	1.5	14 "	11.0	24 "	27.5
5 "	2.0	15 "	12.0	25 "	29.5
6 "	3.0	16 "	13.5	26 "	30.0
7 "	4.0	17 "	15.0	27 "	30.5
8 "	5.0	18 "	16.5	28 "	31.0
9 "	6.0	19 "	18.0	29 "	31.5
10 "	7.0	20 "	19.5	30 "	32.0

(注) 1 年未満の勤続年数がある場合の支給率

(例) 勤続年数 n 年 9 ケ月の場合の支給率

$$n \text{ 年の支給率} + \frac{(n+1) \text{ 年の支給率} - n \text{ 年の支給率}}{12} \times 9 \text{ ケ月}$$